

議案第 39 号

丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部を次のように改正したい。

令和 5 年 3 月 27 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会規則第 号

丸亀市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

丸亀市学校給食センター条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(職員)		(職員等)
第 3 条 略		第 3 条 略
2 略		2 略
(削る)		3 条例第 3 条に規定する業務を分掌させるための内部組織として、 <u>学校給食センターに総務担当及び徴収・調達担当を置く。</u>
(所掌事務)		(所掌事務)
第 5 条 学校給食センターの所掌事務は、次のとおりとする。		第 5 条 <u>総務担当の所掌事務は、次のとおりとする。</u>
(1)～(16) 略		(1)～(16) 略
(17) 学校給食物資の調達、保管及び管理に關すること。		(17) 略
(18) 学校給食の食品の衛生管理及び検査に關すること。		(18) 略
(19) 給食対象人員の確認に關すること。		2 徴収・調達担当の所掌事務は、次のとおりとする。
(20) 学校給食費に關すること。		(1) 学校給食物資の調達、保管及び管理に關すること。
(21) 略		(2) 学校給食の食品の衛生管理及び検査に關すること。
(22) 略		
(削る)		

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(管理) 第9条 略 (その他) 第10条 略</p>	<p>(3) 給食対象人員の確認に関すること。</p> <p>(4) 学校給食費に関すること。</p> <p>(庶務) 第9条 運営委員会の庶務は、学校給食センター総務担当が行う。</p> <p>(管理) 第10条 略 (その他) 第11条 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。